

日バス協労安第178号

令和6年6月4日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

業務前自動点呼の実施要領について

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、本通達の趣旨をご理解いただき、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担当：労務・安全部（泉・池田）

電話：03-3216-4015